

ヴィクリトア女皇の傳（つゝき）

鄭越生補譯

史

女皇には、御幼年ごうねんの頃より、母君おんじゆの御教おんきょうを、能よく守まつり給たまひ、苟いそくも、母君おんじゆの御許おんきょしを、受けずしては、何事をもなし給たまはず、况ほんや、母君おんじゆの御思おんし召めしに反そなへして、勝手かつてに振舞ふるまひ給たまふやうの事などは、絶たまえて無なかつたので御座おさりました、所謂いわゆる敬けい致いたして、其の母おはなに事つかふとは、斯かることを云いふのでござりませう。

母侯爵夫人には、また嚴げんを持もして、女皇に臨のぞみ給たまひ、愛情あいじょうに溺なまるゝの餘あまり、其の子の教育あやまを、過かぎるが如いそき、缺點けつてんに陥おちり給たまふことなく、深く御愛女めいじゆの御教養ごきょうように留意りゆうせられ、殊に嚴重げんちうに、御管督ごくはんとくをなされましたのでござります。

御氣おこに召めししましたなら、何卒御買めいひ上げあげくださいませ、御代金は何時ごじにても、御都合おどにと立ち寄より奉まつり、

さなきだに、女皇の麗うるわはして御天性てんせいは、斯かくの如いそき母君おんじゆの教育的きょういくてき御訓練ごくんれんにより、ますく、其の光輝こうひを發はせられ、御幼年ながらも、當時に於て、既に意志じしある御生活ごせいかつを遊まわはし給たまふので御座おさります、是は其の一例いちらいであります、或日女皇には、市中を御散步おさんぽの砌きり、或る小間物屋こうまんものやにて、痛く御心にかなひたる玩具ぐるぐるを、御覽おもてあそばしまして、價おなたを御散歩おさんぽの砌きり、或る小間物屋こうまんものやにて、痛く御心にかなひたる玩具ぐるぐるを、御覽おもてあそばしまして、價おなたを問ひ給たまひしに、生憎かわざにも、此の時女皇の有し給たまひし御懷中おなかには、そを購かぶに足あらなんだので、如何いかんかと、御心配氣おこづけにいらせられたので、店主は採あつみ手あひだに愛嬌あいきょうを擡あおき出だしつゝ、女皇の御傍そばにと立ち寄より奉まつり、

と申上げますと、女皇には御首を左右に打ち振り
給ひて、

いや〜、代金を持ち来る迄は、品物は預かり
置くやうに、

と仰せられ、御歸りあそばしました、かくて女皇
には其の夜、母君に乞ひ給ひ、翌朝午前七時、い
そゞとして、前日の店舗に入り、彼の玩具を御
購めになりました、

嗚呼誠に嚴格なる御心根なり、御幼年ながらも
母君に許され給ひし範圍を超へては、縱に一錢た
りとも使用し給はずとの御事を、深く心得給ふ、
誠に嚴格なる有り難き御心なり。

余は女皇の御小傳を記し奉りて、此に至り暫ら
く筆を收めて、家庭教育の良否が、如何に兒童に
絶大なる感化を與ふるかを絶叫し、現に子供を有

し、或は將來に於て、必然に子供を有せんとする
世の婦人に向ひて注意を乞はんがために、一小演
説を試みざるを得ず、乞ふ諸君亦暫らく座を正し
て余の云ふ所を聽け。

婦人諸君……愛兒の教養に任じ、又は任せんと
する婦人諸君……家庭教育の必要なることは今
更此に云ふを要せざる事で、諸君の十分熟知せ
られて居る事柄であらうと思ひます。

唯夫れ諸君が、十分に其の必要を了解せられて
居らるゝのであることは、決して疑はざる事で
あります、諸君の實行が、諸君の了解せられ
て居る事柄と、一致して居るや否や、即ち諸
君が實行は、諸君の智識と合一して居るや否や
更に之を精言すれば、諸君は家庭に於て、其愛
兒を教養せんとするにあたり、絶へず教育的成

案により、教育的行動をなしつゝあるか、余は遺憾ながら否……多の人、多くの場合に於て否……と断言せざるを得ず、故英國女皇陛下の母君が、女皇を教養したりし如き、嚴にして秩序ある家庭教育は、殆んど現今之を我國に於て目撃するを得ず、吾人は不幸にして、古武士教育

に於て厳格なる家庭教育の實例を聽くのみ、今や地を掃つて之を求むべからず、空しく遠き大國の家庭に欽羨の情を表せざるを得んのである諸君余をして、徒然に自國を誣ふるものとなすなれど、歸納上止を得ず涙を揮つて、しかく斷定したのである。

婦人諸君……理に敏き本邦婦人諸君……諸君は何故に獨り家庭教育に於てのみ、怜憐ならざること此の如く甚だしきや。

凡そ知的の判断を駆りて盲動をなさしむるものは情感なり、情感が人の知性を盲目たらしむる場合甚だ少からず、是を以て知的の判断をして其正鵠を過らざらしめ、之を正當に實現せしめんためには、先づ情感の其間に錯入するを避くるを要す。

本邦婦人が此くの如く家庭教育に於て殊に知行の合致を缺き、動もすれば非教育的言行を以て其の愛兒の上に加へんとするもの、畢竟右理法により全く情感のために、其の知性を滅殺せられたるの結果、知らず識らず、此に至りたるものと認めねばならぬ。

之を以て余は信ず本邦の家庭教育をして、能く教育的功果を奏せしめんためには、須く先づ家庭教育に任する婦人の愛情を、合理的に發動せ

しめ、殊に激烈なる育目的愛情は、断しで之を除却せしむるにかるを。

婦人諸君、顯くは單なる溺愛を離れ、沈思冷靜

其の愛兒を教養せよ。此くの如くせば家庭教育に於て善良の効果を奏すること、火を見るより明にして、而して諸君の愛兒は、他日意志あり秩序ある生活を遂ぐるを得べきなり。

若し然らずして愛情に溺れて、知的の判断を没却するときは、諸君の愛兒は、他日不從順、不規律、懶惰、放縱の惡徳に陥り、意に不幸暗黒なる生活を爲すに至らん、注意せざる可らず。

終りに臨み、殊に諸君に贈る「好箇」の一言を以てせん、曰く愛子には旅行をさせよ、是れなり悟せらるゝを得べし、蓋し深く愛するは先づ其此の一言之を玩味せば、家庭教育の眞義以て解

の盲目的愛情を除去するにありとの意味は、果然として右一言の内に道破し盡されたればなり。

思はず横道に入り込みで相濟みません、是より更に女皇の本傳に立ち戻りて記し奉りませう。

女皇御幼年の御學問は、先づ母君親ら之に當りたまひ、やがてレーゼン男爵夫人、デーヴィス氏など、交々希臘語及び羅甸語を教授し奉りました、此時の事でありましたが母君には例の如く、御管督にと其の教授室に入らせられまして、レーゼン男爵夫人に此の日の御様子を御尋ねになりました、生憎此の日は女皇に於て、少々御不勉強なされた日でありましたので、男爵夫人は

と御答へ申しますと、女皇には男爵夫人の肱を搖

一度御悪戯をなさいました

ぶりて

御前は忘れたのか、一度ではない二度であつた、
と仰せられました、如何にも御正直に渡らせらる
ゝことで、苟くも母君を欺き奉らぬといふ御恩召、
試に結構な次第でござります。（以下次號）

説林

児童の道徳的訓練 (三)

黒田定治



命令の遵奉に伴ふて賞罰の制裁あり賞は児童の

快感を高めて其の良行を奨励せんとするに在り罰
は児童が命令を忘れ或はこれに抵抗するときに苦
痛を興へてこれに従順を強める消極的手段なり
とす。

古來賞罰に關して學者其の説を異にし或は其の
無効有害を説くものあり或は其の効力を説くもの

